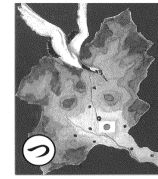




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年6月26日(火) 号外(第3号)

目次

ページ

| 条 例   |  |    |
|---|--|----|
| ○群馬県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)                    |  | 2  |
| ○群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(子育て・青少年課)   |  | 10 |
| ○群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(同)                  |  | 11 |
| ○群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(医務課) |  | 12 |
| ○群馬県旅館業条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課)               |  | 13 |
| ○群馬県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例(環境保全課)         |  | 14 |

## ■ 条 例

群馬県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

群馬県知事 大澤 正 明

## 群馬県条例第六十四号

## 群馬県税条例等の一部を改正する条例

(群馬県税条例の一部改正)

第一条 群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三十七条の二中「知事は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、同条第一号イの表(7)の項中「が四十五万円」を「が五十五万円」に改め、同項(中)「四十万円」を「五十万円」に、「四十五万円」を「五十五万円」に改める。

第五十五条第二項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第六章中第九十条の前に次の一条を加える。

(製造たばこの区分)

第八十九条の二 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かぎ用の製造たばこ

第九十一条の次に次の一条を加える。

(製造たばこみなす場合)

第九十一条の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリ

ンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の施行令第三十九条の九に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この章の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばここととする。

第九十二条第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、「第三十九条の九」を「第三十九条の九の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第八条の二の三に規定するものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令第三十九条の九の二第四項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法  
イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二

項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第四章の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第九十三条中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第五条中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年(次条から附則第十四条の三の二まで、附則第十四条の三の三第一項、附則第十四条の四及び附則第十四条の四の二において「前年」という。)」に改め、「得た金額」の下に「十万円を加算した金額」を加える。

附則第七条の四第一項第三号及び第七条の四の二第一項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。

附則第十二条第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

附則第十五条第三項並びに第十五条の三第一項及び第二項中「第七十二条の三第二項」を「七十二条の三十一第二項」に改める。

第二条 群馬県税条例の一部を次のように改正する。

第九十二条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 群馬県税条例の一部を次のように改正する。

第九十二条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第九十三条中「九百三十円」を「千円」に改める。

第四条 群馬県税条例の一部を次のように改正する。

第九十二条第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第九十三条中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 群馬県税条例の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第九十二条第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(群馬県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 群馬県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年群馬県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第七項の表第九十四条の四の二第一項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県税条例附則第十二条第三項の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定 平成三十一年一月一日

二 第二条及び附則第六条の規定 平成三十一年十月一日

三 第一条中群馬県税条例第五十五条第二項の改正規定並びに同条例附則第五条の改正規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例附則第七条の四第一項第三号、第七条の四の二第一項第二号、第十五条第三項並びに第十五条の三第一項及び第二項の改正規定 平成三十二年四月一日

四 第三条及び附則第七条の規定 平成三十二年十月一日

五 第一条中群馬県条例第三十二条の二第一項第二号及び第三十七条の二の改正規定並びに同条例附則第五条の改正規定（「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。）並びに附則第三条の規定 平成三十三年一月一日

六 第四条及び附則第八条の規定 平成三十三年十月一日

七 第五条及び附則第九条の規定 平成三十四年十月一日

（県民税に関する経過措置）

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条第六項の規定により地方税法等改正法第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第二十三条第一項（第十八号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（地方税法等改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設（地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設をいう。）を有していた地方税法第二十三条第一項第三号に規定する外国法人（新法第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。）をいう。）に係る第一条の規定による改正後の群馬県条例（以下「新条例」という。）第三十二条第三項及び第四十五条第四項の規定の適用については、第三十二条第三項中「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この章において「外国法人」という。）」とあるのは「群馬県条例等の一部を改正する条例（平成三十年群馬県条例第六十四号）附則第二条第一項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人」と、「恒久的施設（法第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設をいう。）」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）第一条の規定による改正前の法第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設」と、第四十五条第四項中「又は外国法人」とあるのは「又は法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この章において「外国法人」という。）」とする。

2 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第二十一条第一項の規定により所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「新法人税法」という。）第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|               |               |   |                 |                       |
|---------------|---------------|---|-----------------|-----------------------|
| 第十八条第三項       | 第百四十四条の六第一項   | 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（第四十五条第六項において「読み替後の新法人税法」という。）第百四十四条の六第一項 | 同法              | 法人税法                  |
|               |               |   | 同法              | 読み替後の新法人税法第百四十四条の六第一項 |
| 附則第八条の三第二項    | 同法第百四十四条の六第一項 | 所得税法等の一部を改正する法律附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この項において「読み替後の新法人税法」という。）第百四十四条の三第一項                | 同法              | 法人税法                  |
|               |               |   | 同法第百四十四条の四第一項各号 | 法人税法第百四十四条の四第一項各号     |
| 同法第百四十四条の六第一項 | 同法第百四十四条の六第一項 | 読み替後の新法人税法第百四十四条の六第一項   | 同法第百四十四条の六第一項   | 読み替後の新法人税法第百四十四条の六第一項 |
|               |               |   | 同法第百四十四条の六第一項   | 読み替後の新法人税法第百四十四条の六第一項 |

第三条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の群馬県条例の規定中個人

の県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(事業税に関する経過措置)

第四条 地方税法等改正法附則第六条第二項の規定により新法第七十二条(第五号中法人の事業税に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人(地方税法等改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設(旧法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有していた地方税法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(新法第七十二条第五号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。)をいう。)又は旧恒久的施設を有していなかった外国法人(同日において旧恒久的施設を有していなかった地方税法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(当該恒久的施設に該当するものを有していたものに限る。)をいう。)に係る新法第五十条第五項及び第五十五条第一項第一号の規定の適用については、第五十条第五項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この章において「外国法人」という。)」とあるのは「群馬県県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年群馬県条例第六十四号)附則第四条第一項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人」と、「恒久的施設(法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。)」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)第一条の規定による改正前の法第七十二条第五号に規定する恒久的施設」と、同号中「外国法人」とあるのは「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人」とする。

2 地方税法等改正法附則第六条第六項の規定により新法第七十二条(第五号中個人の事業税に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における地方税法等改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設を有していた地方税法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない個人(新法第七十二条第五号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。)に係る新法第五十条第五項の規定の適用については、同項中「法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法

律(平成三十年法律第三号。以下この項において「地方税法等改正法」という。)

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設(地方税法等改正法第一条の規定による改正前の法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。以下この項において同じ。)を有していた法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人(恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。))と、「恒久的施設(法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。)」とあるのは「旧恒久的施設」とする。

(県たばこ税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に群馬県県税条例第九十条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(同条例第九十四条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた旧法第七十条第一号に規定する製造たばこ(群馬県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年群馬県条例第六十号)附則第六条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する群馬県県税条例第九十条第一項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。)又は新法第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者(以下「小売販売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、

地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号。第七項において「改正省令」という。)附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(新条例第八十九条の二に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数  
二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額  
三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書により納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第九十二条第一項、第九十三条、第九十四条、第九十四条の三、第九十四条の五及び第九十四条の六の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|          |    |   |
|----------|----|---|
| 第九十二条第二項 | 前項 | 群馬県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年群馬県条例第六十四号。以下この章において「平成三十年改正条例」という。)附則第五条第二項 |
|----------|----|---|

第九十二条第三項 平成三十年改正条例附則第五条第二項

第九十四条の四第一項 前条第一項から第三項までの規定により申告書  
平成三十年改正条例附則第五条第三項の規定により申告書

第九十四条の四第二項 前条第一項から第三項までの規定により申告納付する  
平成三十年改正条例附則第五条第三項

第九十四条の四第二項 前条第一項から第三項まで  
平成三十年改正条例附則第五条第三項

第九十四条の四第二項 前条第一項から第三項まで  
平成三十年改正条例附則第五条第三項

第九十四条の九第二項 経過する日  
経過する日(当該経過する日が平成三十一年四月一日前である場合には、同日)

第九十四条の九第二項 経過する日  
経過する日(当該経過する日が平成三十一年四月一日前である場合には、同日)

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、群馬県税条例第九十四条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第九十四条の三の規定により知事に提出すべき申告書には、改正省令附則第五条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8 第二項から前項までの規定による徴収金の賦課徴収に関する事項(以下この条において「手持品課税に係る賦課徴収事項」という。)について、知事に提出すべき

- 申告書その他の書類は、新条例第二十三条の規定にかかわらず、第三項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地（以下この条において「手持品課税に係る課税地」という。）を所管する行政県税事務所長を経由しなければならない。
- 9 手持品課税に係る賦課徴収事項に係る地方税法第二十条の二の規定による公示送達は、新条例第二十五条の規定にかかわらず、手持品課税に係る課税地を所管する行政県税事務所の掲示場に掲示して行うものとする。
- 10 知事は、新条例第二十五条の二第四項の規定にかかわらず、手持品課税に係る賦課徴収事項を、手持品課税に係る課税地を所管する行政県税事務所長に委任する。
- 第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 第七条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号。第七項及び次条において「改正省令」という。）附則第四条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項
- 4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受領することができ、この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書により納付しなければならない。
- 6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の群馬県税条例（以下この項において「三十二年十月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十二年十月新条例第九十二条第一項、第九十三条、第九十四条、第九十四条の三、第九十四条の五及び第九十四条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
- |            |                      |   |
|------------|----------------------|---|
| 第九十二条第二項   | 前項                   | 群馬県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年群馬県条例第六十四号。以下この章において「平成三十年改正条例」という。）附則第七條第二項 |
| 第九十二条第三項   | 第一項                  | 平成三十年改正条例附則第七條第二項   |
| 第九十四条の四第一項 | 前条第一項から第三項までの規定により申告 | 平成三十年改正条例附則第七條第三項の規定により申告書  |

|              |                          |  |
|--------------|--------------------------|--|
| 第九十四条の四第二項   | 前条第一項から第三項までの規定により申告納付する | 平成三十年改正条例附則第七条第三項から第五項までの規定により申告納付する   |
|              | 前条第一項から第三項まで             | 平成三十年改正条例附則第七条第三項                      |
| 第九十四条の四の二第二項 | これらの項に規定する申告書の提出期限       | 平成三十年改正条例附則第七条第三項                      |
| 第九十四条の九第二項   | 経過する日                    | 経過する日(当該経過する日が平成三十三年三月三十一日前である場合には、同日) |

7

卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、群馬県条例第九十四条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第九十四条の三の規定により知事に提出すべき申告書には、改正省令附則第四条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8

第二項から前項までの規定による徴収金の賦課徴収に関する事項(以下この条において「手持品課税に係る賦課徴収事項」という。)について、知事に提出すべき申告書その他の書類は、三十二年十月新条例第二十三条の規定にかかわらず、第三項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地(以下この条において「手持品課税に係る課税地」という。)を所管する行政県稅事務所長を経由しなければならない。

9

手持品課税に係る賦課徴収事項に係る地方税法第二十条の二の規定による公示送達は、三十二年十月新条例第二十五条の規定にかかわらず、手持品課税に係る課税地を所管する行政県稅事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

10

知事は、三十二年十月新条例第二十五条の二第四項の規定にかかわらず、手持品課税に係る賦課徴収事項を、手持品課税に係る課税地を所管する行政県稅事務所長に委任する。

第八条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2

平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3

前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正省令附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一

所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二

前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三

その他参考となるべき事項

4

第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第



五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書により納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の群馬県税条例（以下この条において「三十三年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十三年新条例第九十二条第一項、第九十三条、第九十四条の三、第九十四条の五及び第九十四条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|            |                          |   |
|------------|--------------------------|---|
| 第九十二条第二項   | 前項                       | 群馬県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年群馬県条例第六十四号。以下この章において「平成三十年改正条例」という。）附則第八条第二項 |
| 第九十二条第三項   | 第一項                      | 平成三十年改正条例附則第八条第二項   |
| 第九十四条の四第一項 | 前条第一項から第三項までの規定により申告書    | 平成三十年改正条例附則第八条第三項の規定により申告書  |
| 第九十四条の四第二項 | 前条第一項から第三項までの規定により申告納付する | 平成三十年改正条例附則第八条第三項から第五項までの規定により申告納付する                                |
| 第九十四条の四    | 前条第一項から第三項まで             | 平成三十年改正条例附則第八条第三項   |
| 第九十四条の四    | 前条第一項から第三項まで             | 平成三十年改正条例附則第八条第三項   |

|            |                    |  |
|------------|--------------------|--|
| の二第一項      | から第三項まで            | 項                                      |
| 第九十四条の九第二項 | これらの項に規定する申告書の提出期限 | 平成三十三年十一月一日                            |
|            | 経過する日              | 経過する日（当該経過する日が平成三十四年三月三十一日前である場合には、同日） |

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、群馬県税条例第九十四条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第九十四条の三の規定により知事に提出すべき申告書には、改正省令附則第五条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8 第二項から前項までの規定による徴収金の賦課徴収に関する事項（以下この条において「手持品課税に係る賦課徴収事項」という。）について、知事に提出すべき申告書その他の書類は、三十三年新条例第二十三条の規定にかかわらず、第三項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地（以下この条において「手持品課税に係る課税地」という。）を所管する行政県税事務所長を経由しなければならない。

9 手持品課税に係る賦課徴収事項に係る地方税法第二十條の二の規定による公示送達は、三十三年新条例第二十五条の規定にかかわらず、手持品課税に係る課税地を所管する行政県税事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

10 知事は、三十三年新条例第二十五条の二第四項の規定にかかわらず、手持品課税に係る賦課徴収事項を、手持品課税に係る課税地を所管する行政県税事務所長に委任する。

第九条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第六十五号

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年群馬県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「幼稚園教育要領(平成二十年文部科学省告示第二十六号)」を「幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第三十八条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園教育要領をいう。以下同じ。)」に改める。

第六条第一項中「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号)」を「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第十条第一項の規定により内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項をいう。)」に、「保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第四百四十一号)」を「保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定により厚生労働大臣が定める指針をいう。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年六月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

### 群馬県条例第六十六号

#### 群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

群馬県青少年健全育成条例(平成十九年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「携帯電話端末、PHS端末、携帯型ゲーム機端末」を「携帯電話端末等(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)以下「青少年インターネット環境整備法」という。)」第二第七項に規定する携帯電話端末等をいう。次条において同じ。」「に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)以下「青少年インターネット環境整備法」という。)」を「青少年インターネット環境整備法」に改め、同条第二項中「及び次条」を削る。

第二十八条の二第一項を次のように改める。

携帯電話インターネット事業者等(青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者等をいう。以下この条及び第五十条において同じ。))は、青少年又は保護者に対し青少年インターネット環境整備法第十四条の規定による説明をするときは、同条各号に掲げる事項のほか、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることその他の規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。

第二十八条の二第二項中「が携帯電話インターネット契約」を「が携帯電話インターネット接続役員(青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役員をいう。第二十八条の四において同じ。))の提供に関する契約(以下この条及び次条において「役員提供契約」という。))」に、「携帯電話端末又はPHS端末」を「携帯電話端末等」に、「とする携帯電話インターネット契約」を「とする役員提供契約」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に改め、「によりフィルタリングサービス」の下に「(青少年インターネット環

境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下この条及び第二十八条の四において同じ。))」を加え、「以下この条において「理由書」という」を「電磁的記録を含む。以下この条において同じ」に改め、「携帯電話インターネット事業者」の下に「(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者をいう。次条及び第二十八条の四において同じ。))」を加え、同条第四項中「携帯電話インターネット事業者」を

「携帯電話インターネット事業者等」に、「前項」を「第二項又は第三項」に改め、「フィルタリングサービスの利用を条件としない青少年携帯電話インターネット契約の締結をしたときは、」を削り、「理由書若しくは」を「書面又は」に改め、「又は当該理由書に記載された事項(規則で定める事項に限る。))が記録された電磁的記録」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「携帯電話インターネット事業者及び媒介業者等」を「携帯電話インターネット事業者等」に、「とする携帯電話インターネット契約」を「とする役員提供契約」に、「携帯電話端末若しくはPHS端末」を「携帯電話端末等」に、「(以下これを「青少年携帯電話インターネット契約」という。))の締結又はその媒介等」を「の締結又はその媒介等(媒介、取次ぎ又は代理をいう。以下この条及び次条において同じ。))」に、「理由書」を「第二項の書面」に、「としない青少年携帯電話インターネット契約」を「としないこれらの役員提供契約」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 携帯電話インターネット事業者等は、特定携帯電話端末等を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役員提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、保護者から第三項の書面の提出があったときに限り、当該特定携帯電話端末等についてフィルタリング有効化措置を講じないことができる。

第二十八条の二第二項の次に次の一項を加える。

3 保護者は、その保護する青少年が特定携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下この条及び第二十八条の四において同じ。))に係る役員提供契約の契約者又は特定携帯電話端末等の使用者である場合において、青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリン

グ有効化措置をいう。以下この条及び第二十八条の四において同じ。)を講ずることとを希望しない旨の申出をするときは、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット事業者等に提出しなければならない。

第二十八条の三中「携帯電話インターネット契約」を「役務提供契約」に改め、「を媒介業者等」の下に「(媒介等を業として行う者をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、「及び第三項」を「第四項及び第五項」に改める。

第二十八条の四第一項中「第三項若しくは第四項」を「若しくは第四項から第六項まで」に、「第三項の」を「第四項から第六項までの」に改め、同条第二項中「い」の下に「、又は特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置を講じていない」を加える。

第五十条第一項第五号中「携帯電話インターネット事業者及び媒介業者等」を「携帯電話インターネット事業者等」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第六十七号

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」及び「、既存の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数」を削る。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

附則第二条を次のように改める。

(療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置)

第二条 法第七条の二第一項から第三項までの場合又は法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の場合において、法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、既存の療養病床の病床数とみなす。

附則第三条中「省令」を「医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。)」に改める。

附則第四条中「附則第五十三条の」を「附則第五十三条の二第一項の」に、「平成二十四年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第七条中「附則第五十四条の」を「附則第五十四条の二第一項の」に、「平成

二十四年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 群馬県条例第六十八号

## 群馬県旅館業条例の一部を改正する条例

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県旅館業条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年六月二十六日

群馬県旅館業条例(昭和二十九年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号」を「第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号」に改める。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「且つ」を「かつ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「代る」を「代わる」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 窓等により自然光線を十分に採り入れることができる構造とすること。

第五条第一項第六号を削り、同項第七号中「照度が十ルクス以上となるよう」を「宿泊者の安全衛生上必要な照度を満たすよう」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「洋室は四・五平方メートルにつき一人、和室は三・三平方メートル」を「床面積(宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分に限る。以下この項において同じ。)三・三平方メートル(寝台を置く客室にあつては、四・五平方メートル)」に改め、「簡易宿所営業にあつては」及び「下宿営業にあつては」の下に「床面積」を加え、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項を削る。

第五条の二中「設備」の下に「(以下「玄関帳場等」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、玄関帳場等を有することを要しない。

- 一 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けている場合
- 二 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されている場合

第七条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 宿泊者の利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。

二 悪臭を排除するため適当な換気設備を設けること。  
 第七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第八条の二第一号中「水道水(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第一項に規定する水道又は群馬県小水道条例(昭和三十三年群馬県条例第六十七号)第二条第一項に規定する小水道から供給される水をいう。)以外の水を使用した」を削る。

第十三条第一項第一号中「えりおおい及びまくらおおい」を「襟カバー、枕カバー等」に改め、「白布地又はこれに代る」を削り、同項第二号中「週に一回」を「寝衣にあつては毎日、その他のものにあつては三日に一回」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成三十年六月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第六十九号

群馬県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県土壤汚染対策法関係手数料条例(平成二十一年群馬県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表中五の項を八の項とし、四の項を七の項とし、三の項の次に次のように加える。

|   |      |
|---|------|
| 四 法第二十七条の二第一項に規定する汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認を申請する者       | 十二万円 |
| 五 法第二十七条の三第一項に規定する汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認を申請する者 | 十二万円 |
| 六 法第二十七条の四第一項の規定により汚染土壤処理業の相続の承認を申請する者          | 十二万円 |

附則

この条例は、公布の日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---